

## 令和5年度 第1回 長野県政府調達苦情検討委員会

日 時 令和5年9月12日（火）

13時20分～13時40分

場 所 長野県庁議会棟402号会議室

### 1 開 会

○小池企画幹

本日は大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、「令和5年度第1回 長野県政府調達苦情検討委員会」を開会いたします。

本日の進行を務めます、契約・検査課の小池でございます。

よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、令和5年9月1日から令和8年8月31日までの3年間、長野県政府調達苦情検討委員に御就任いただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様全員に御出席いただいておりますので、「長野県附属機関条例」第6条第2項の規定により定足数を満たし、会議が成立していることを、御報告いたします。

今回の委員会は公開で行い、会議録は後日、県の公式ホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。

なお、会議時間につきましては、20分程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しました次第に従いまして、進行してまいります。

### 2 あいさつ

○小池企画幹

それでは、本委員会の幹事を代表しまして、会計局契約・検査課長の坂口から、御挨拶を申し上げます。

○坂口会計局契約・検査課長

会計局契約・検査課長の坂口一俊でございます。本日は御多忙の中、御出席をいただきありがとうございます。

本委員会は、政府機関等の調達制度についての国際約束であります「政府調達に関する協定」及びその他の国際約束の対象となる調達契約につきまして、調達の公平性等を図る観点から、調達機関から独立した機関として、入札参加者等からの苦情の検討を行うものでございます。

本県の例年の契約数は、約9,000件であり、本委員会の検討対象となる政府調達の件数は80件程度となっております。

内容は、複数年にまたがる大型事業や、DX 関連のシステム整備、コロナ対策等による緊急事業などとなっております。

苦情申立てがあった際は、短い期間で調査・審議をしていただくこととなり、委員の皆様には大変御負担をおかけいたしますが、調達手続の一層の透明性及び公平性の確保に向け、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

### 3 委員紹介

○小池企画幹

次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。会議資料にあります名簿順に御紹介させていただきます。

相澤久子委員でございます。

秋葉芳江委員でございます。

岩片弘充委員でございます。

本日はウェブにて御出席いただいております栗田晶委員でございます。

佐々木基委員でございます。

中寫実香委員でございます。

皆様、どうぞよろしくお願いたします。

### 4 委員長の選出等

○小池企画幹

次に、長野県附属機関条例第5条第1項に基づきまして、委員の皆様には委員長を互選していただきたいと思っております。

委員長選任について、自薦、他薦を問わず、御発言がありましたら、よろしくお願いたします。

挙手されております相澤委員、お願いたします。

○相澤委員

内閣府の地方創生推進事務局長という御経歴をお持ちの佐々木様が御適任だと思いますが、いかがでしょうか。

○小池企画幹

ただいま、佐々木委員の御推薦がありました。委員の皆様から御発言などありますでしょうか。

< 発言なし >

○小池企画幹

それでは、御異議等ないようですので、佐々木委員に委員長をお願いいたします。

佐々木委員長は委員長席へ御移動願います。

それでは、佐々木委員長から、長野県附属機関条例第5条第3項による委員長代理の指名及び会議の進行をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○佐々木委員長

皆様、よろしくをお願いいたします。

早速でございますが、委員長代理でございますけれども、私といたしましては、秋葉委員に委員長代理を務めていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○秋葉委員

分かりました。

## 5 政府調達苦情検討委員会の概要

○佐々木委員長

それでは会議の進行を行わせていただきます。

まず、政府調達苦情検討委員会の概要につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事

政府調達苦情検討委員会の概要について御説明をさせていただきます。

まず、資料全体の説明としまして、資料の1、2ページ、こちらは本委員会の概要と苦情処理の手の続の流れのフロー図となっておりまして、本日は資料1、2ページを基に説明をいたします。

資料2以降は、参考資料といたしまして、本委員会の設置根拠となる附属機関条例など、本委員会に関わる規程を添付してございます。

では、1ページの資料1「政府調達苦情検討委員会の概要」になります。

「1 委員会の目的」ですが、我が国をはじめとして、世界各国が締結した国・地方公共団体等の物品等の調達手続を定めた国際約束である政府調達に関する協定、及びその他の国際約束がございます。

この協定等の対象となる調達に係る契約、これを政府調達と呼んでおりますが、この政府調達に係る苦情申立てについて、当委員会で調査・審議を行い、それによって調達手続の一層の透明性及び公平性を確保することが、本委員会の目的となります。

「2 政府調達の内容」です。苦情申立ての対象となる政府調達とは、表の内容に該当する契約を言います。表の左覧の契約の種類ごとに、右欄で示す基準額以上の案件が対象

となりまして、この基準額は2年に一度改定されます。

物品の買入れ及び借入れ等を指す物品等の調達契約は3,000万円以上が対象になります。物品等以外は特定役務となりまして、このうち建設工事の調達契約は22億8,000万円以上、建築、あるいは建設工事に関わる測量等の委託業務を指す建築のためのサービス、エンジニアリングサービス、その他の技術的サービスの調達契約は2億2,000万円以上が対象です。

建築物の清掃サービスなどを指すその他のサービス、こちらは3,000万円以上が対象となっております。

「3 政府調達の状況」です。現在当委員会が審議対象としている当県、並びに県が単独で設置した地方独立行政法人における、令和4年の契約状況は御覧のとおりとなっております。地方独立行政法人とは、県立病院機構と長野県立大学の二つを指します。3機関合計で73件、契約金額は約89億円となっております。

御覧のとおり、令和4年は建設工事の政府調達には1件もありませんでしたが、本年は既にトンネル工事などで3件報告されております。

「4 対象となる苦情申立て」について。苦情の申立てができる者は、左覧のとおり、物品等または特定役務の提供を行った者及び行うことが可能であった者であります、供給者となります。そのうち物品等の提供を行うことが可能であった者とは、入札等に参加した者はもちろん、例えば入札に参加しようとしたけれども、調達機関が協定等に違反する形で入札参加資格を認めなかったため入札に参加することができなかった、こういった人々を指します。

その苦情の申立ての理由に関しては、政府調達に関する協定等に違反する形で調達が行われたと判断する場合、その調達に係る手続の全般が対象範囲となっております。

「5. 苦情の処理手続の流れ」については、2ページの資料1-2を御覧ください。こちらは3ページ以降の長野県等が行う政府調達に関する苦情の処理手続の内容をフロー図としたものです。

表の中央、色塗りの下部分が本委員会における手続になります。苦情があった際に、主に委員の皆様へ御対応いただきますのは、表の中央下部の太枠で囲った⑰委員会開催での調査・審議になります。

ざっと全体の流れを御説明いたします。苦情処理手続には、大きく分けて五つの段階があります。

最初の段階は苦情申立人と調達機関との協議です。苦情申立人が協定等に違反があると考えられる場合には、調達機関との協議を行い、解決を求めることが奨励されており、調達機関も苦情申立人との協議により、苦情を解決するよう努める努力義務が課されております。双方の協議で解決に至らなかった場合は、次の段階に進みます。

第2段階は、苦情申立ての本委員会での受理・却下の決定です。こちらの決定は委員会運営要領により、委員長の専決事項となっております。

第3段階は、調達機関に対する契約締結、または執行の停止要請です。こちらでも受理・却下の決定と同じく、委員長の専決事項となっております。

第4段階は、調達機関からの報告書の提出及びそれを受けた苦情申立人からの意見・要望の提出で、双方から意見を聞く段階となっております。

最後の段階は委員会を開催して審議を行い、申立てから 90 日以内、公共事業は 50 日以内ですけれども、その期間内に報告書等を作成・送付することになります。他県の開催実績を見ると、一つの苦情に対して委員会を数回、1～2回は開催をしているようです。

資料1 ページにお戻りいただきまして、6、委員会での苦情申立ての受付処理状況になります。こちら、当県において委員会が発足した平成8年から令和5年8月、先月までの間苦情申立てを受け付けたという実績はございません。

もし本県で苦情申立てを受け付けた場合は、新しく委員会が進んでいくこととなりますが、委員の皆様には、どうぞ御協力いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わりにさせていただきます。

○佐々木委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のありました資料の内容につきまして、御質問、御意見等ありましたら、どうぞおっしゃってください。

相澤委員、どうぞ。

○相澤委員

資料1-2のフロー図の調達委員会のところで、2と3で委員長が決裁する事項が二つあるのですけれども、例えばここで委員長が却下された場合は、事後報告とか、委員の私たちに報告があるのでしょうか。

○幹事

政府調達苦情検討委員会に苦情申立てがされますので、却下の判断をされた場合は情報を共有させていただきます。

○相澤委員

分かりました。ありがとうございます。

○佐々木委員長

今のお話に関連してですが、却下した場合は、その後はもう何も手続はない、却下で終わりということですか。

○幹事

却下したらそれ以上は進まないです。

○佐々木委員長

不服があっても、もうそれで終わりということですね。

○幹事

はい。そのため却下をするに当たっては慎重に検討し、却下の理由を明確にする必要が

あります。却下をする判断をした場合は、その理由と共に、苦情申立人へ通知と、ホームページへの掲載が行われます。

○佐々木委員長

分かりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、本日は以上としまして、予定していた議事を終了ということにさせていただきたいと思えます。

円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

では、幹事にお返しします。

## 6 その他

○小池企画幹

皆様、ありがとうございました。

では、次第6の「その他」でございます。

幹事からは特にございませんが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

## 7 閉 会

○小池企画幹

ないようですので、以上をもちまして、令和5年度第1回長野県政府調達苦情検討委員会を閉会いたします。

(了)